

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

2022年4月1日

八千代会グループ 処遇改善対象 全事業所

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善に付きましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定に置いて対応することとされました。

これを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するためには、下記3つの要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

分類	内容	実施事項
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	初任者研修をグループ内で実施し、未経験者も応募できる旨を求人票に明記しています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	業務に必要な資格取得支援として、自己啓発奨励金を支給しています。 介護職員の定例研修、感染研修、喀痰吸引研修等、受験料や研修費等の一部支援も行っております。
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	相談窓口案内のカードを入職者に配布して周知をしております。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間のパートタイム介護職員も定期健康診断の対象としています。腰痛予防の研修を衛生委員会の取り組みとして行っております。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	タブレット端末をミーティングで活用し、動画活用など、インカムの活用で連絡手段のICT化を進めています。
やりがい・働きがいの醸成	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	フロアごとの定例のミーティングでケアの好事例も含め、情報共有を行っています。